

議案第19号

愛媛県指定有形文化財の指定を次のとおり行うものとする。

平成29年3月23日提出

愛媛県教育委員会教育長 井上 正

指定する有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数
予章記 附 紙本墨書南明東湖由来書 1通	西条市北条655番地	西条市北条655番地 宗教法人長福寺	1冊
大型器台 釜ノ口遺跡出土	松山市南斎院町乙67番地6	松山市二番町四丁目7番地2 松山市	1箇
大型器台 土壇原北遺跡出土	松山市衣山四丁目68番地1	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県	1箇
大型器台 北井門遺跡出土	松山市衣山四丁目68番地1	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県	2箇

議案説明

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第10条第1項の規定に基づき、愛媛県指定有形文化財を指定しようとするものである。

# 予 章 記

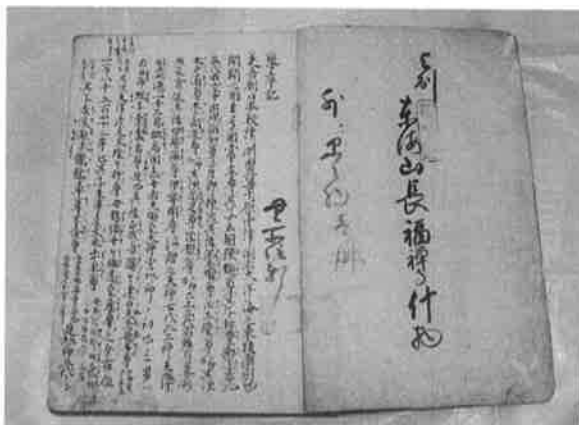
- 1 区 分 有形文化財（典籍）
- 2 名称・員数 <sup>よしょうき</sup>予章記 1冊 <sup>つげたり</sup>附 <sup>しほんぼくしょなんめいとうこゆらいがき</sup>紙本墨書南明東湖由来書 1通
- 3 所在地 愛媛県西条市北条 655 番地
- 4 所有者 宗教法人長福寺
- 5 特 徴

予章記は、伊予国の有力武士で室町時代に伊予国守護となった河野氏の家譜で、神代から室町初期、応永元年（1394）まで（河野通義の死亡と弟河野通之の家督・守護職の継承まで）の歴史を叙述するが、原本は伝存しない。長福寺に伝来する写本（以下「長福寺本」という。）は、戦国期伊予国の守護であった河野氏の子孫、禅僧「南明東湖」が、慶安年間に筆写したもので、その成立は県内の他の写本と比べ極めて古く、平成 21 年 2 月 26 日に西条市指定有形文化財として保護されている。

## 6 評 価

予章記は、後世の編纂物ではあるが、河野氏関係の一次史料がまとまって伝存しない現状にあって、中世伊予を代表する武士である河野氏の家譜である同書は、河野氏ひいては伊予国の歴史を解明する重要な史料の一つである。

長福寺本には、河野氏ゆかりの「南明東湖」の奥書をもつ由来書が付属しており、書写年代は慶安年間（1648－1652）と考えられる。最新の研究で長福寺本は比較的古い書写によるものとされる『古本系写本』に分類され、全国に伝存する予章記の諸写本と比較しても、その成立が極めて古いと考えられている。17 世紀には多様な諸写本の展開が見られるが、長福寺本が現存する諸写本の共通の祖本になったとは言えないものの、最善本と位置付けられる。



予章記



附 紙本墨書南明東湖由来書

# おお がた き だい 大 型 器 台

1 区 分 有形文化財（考古資料）

2 名称・員数 おおがたきだい  
大型器台 4 箇

※ 指定は、出土遺跡別・所有者別の 3 件で指定

3 所在地 松山市考古館（松山市南斎院町乙 67 番地 6）  
愛媛県衣山埋蔵文化財管理施設（松山市衣山 4 丁目 68 番 1）

4 所有者 松山市（松山市二番町四丁目 7 番地 2）  
愛媛県（松山市一番町四丁目 4 番地 2）

## 5 特 徴

大型器台は、西部瀬戸内の弥生時代後期から終末期において、在来の器台形土器の胴部を大きく伸長させ、口縁部や裾部を拡大・装飾して、儀礼用具へと変化を遂げた土器である。

発祥地と目される愛媛県松山平野から大分県や山口県などの西部瀬戸内沿岸地域に分布の中心があり、これまでに 60 遺跡 141 例が知られる。

典型は、その盛行期である弥生時代後期後葉の器高が 60 cm を超える超大型の遺存良好なものであり、かつ、形態的特徴を備え装飾性に富む次の 4 箇である。

(1) 釜ノ口遺跡 4 次調査地（松山市小坂）出土品 1 箇 松山市所有

長い円筒状の胴部に多条沈線文と円孔を 5 段施す。直線的に大きく開いた口縁部は端部が下垂し、端面を 4 条の沈線文と円形浮文で飾る。寸法は、器高 64.5 cm、口径 51.2 cm を測る。

(2) 土壇原北遺跡（松山市上野町）出土品 1 箇 愛媛県所有

エンタシス様の胴部に 12 条の平行沈線文と円孔を 7 段施す。外反気味に大きく開いた口縁部の端部は上下に拡張され、端面を半截竹管による 3 条の列点文と棒状浮文で飾る。寸法は、器高 74.5 cm・口径 48.4 cm を測る。

(3) 北井門遺跡 2 次調査地（松山市北井門）出土品 2 箇 愛媛県所有

2 箇は形態・意匠・寸法とも近似する。細い胴部に円孔 14 段と最上段に円形文を施す。外方に浅く開いた口縁部の端部は上下に拡張され、端面を櫛描き波状文と S 字形の浮文で飾る。寸法は、器高 71.4～71.7 cm、口径 41.4～44.4 cm である。

## 6 評 価

弥生時代後期から終末期の東部瀬戸内とそれ以東の地域では、後代の円筒埴輪の祖形である特殊器台が墳墓に用いられ、これに対して西部瀬戸内では、集落や墳墓において大型器台を用いた独自の強い儀礼を展開している。

ここに掲げた大型器台 4 箇は、西部瀬戸内の弥生時代後期から終末期に盛行した器台を用いた儀礼やその文化圏のあり方を知るための典型的な考古資料である。

## 大型器台



釜ノ口遺跡第4次調査地出土品  
(器高:64.5 cm、松山市所有)



土壇原北遺跡出土品  
(器高:74.5 cm、愛媛県所有)



北井門遺跡第2次調査地出土品  
(器高:左 71.4 cm、右 71.7 cm、愛媛県所有)